

「仮称）子ども貧困対策計画」について

1 計画の位置付け

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、同法第4条※に基づき、本市地域の状況に応じた施策の一つとして策定する任意計画。

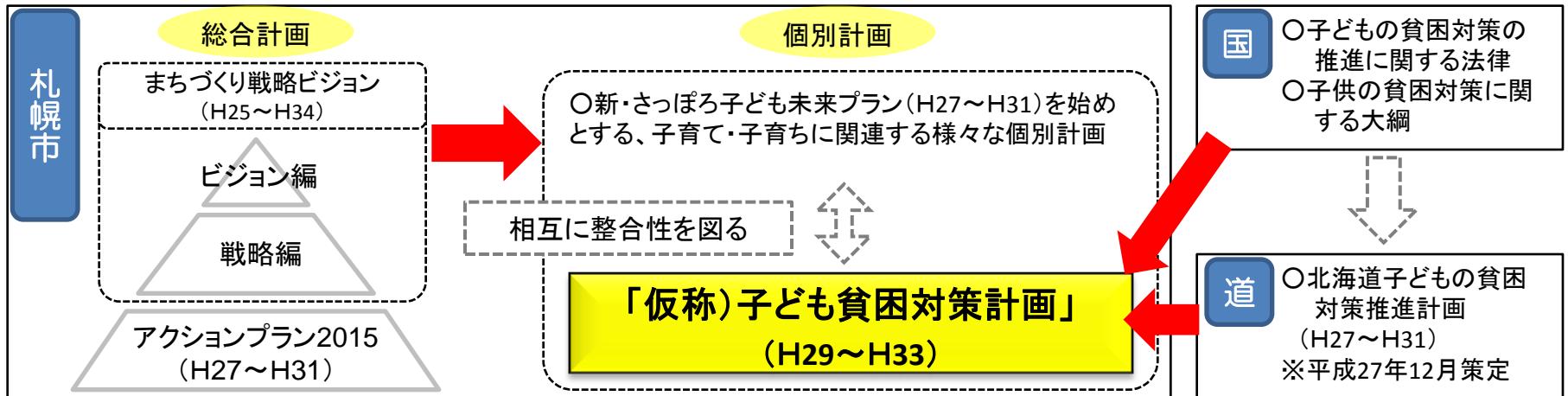
※ 法第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 他計画との関連性

札幌市の最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する個別計画の一つとして、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン」を始め、子育て・子育ちに関連する様々な個別計画の考え方や方向性などの整合性に配慮しながら策定する。

また、国や北海道との連携、役割分担を考慮し、国の大綱及び北海道が策定した「北海道子どもの貧困対策推進計画」(平成27年12月)の内容を踏まえたものとする。



3 策定体制

(1) 外部の検討体制

委員に、ひとり親家庭関係者、児童養護施設関係者及び教育福祉に関する専門家が在籍し、かつ、児童の福祉に関する事項を審議する、「札幌市子ども・子育て会議」の児童福祉部会において、別途臨時委員を加える等体制を整備した上で、計画案策定に向けた検討を進めることとし、その後、全体会議において報告事項として意見を頂戴する。

(2) 内部の検討体制

既存の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」を活用し、推進本部の関係課に生活困窮者自立支援法の所管課である保護自立支援課長を加えた関係課長によるワーキング会議で検討する。

4 他政令指定都市の状況（平成28年5月1日現在）

【既存計画の一部として策定済：12都市】

川崎(H28年3月)、相模原(H27年3月)、静岡(H27年3月)、浜松(H27年3月)、名古屋(H27年3月)、大阪(H27年3月)、堺(H27年3月)、神戸(H28年3月)、岡山(H27年4月)、広島(H27年3月)、福岡(H27年3月)、熊本(H27年3月)

※ いずれも、子ども・子育て支援法に基づく計画に包含して策定。

【既存計画に新規追加：1都市】 北九州(H26年11月)

【単独計画として策定済：1都市】 横浜(H28年3月)

【単独計画として策定予定：3都市】 札幌(H29年度)、千葉(H28年度)、京都(H28年度)

【策定する方向で検討中：1都市】 新潟

【未定：2都市】 仙台、さいたま